

令和7年4月3日付け公告の内容

滋賀県高島市（新旭町）の区域の一部を受益地域（別紙のとおり）とする県営かんがい排水事業（水利施設等保全高度化事業）を県営土地改良事業として施行することを申請するため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条第5項において準用する同法第5条第3項の規定に基づく協議をしたいので、同法第85条第6項の規定によりこの旨を公告し、当該土地改良事業の計画の概要を縦覧に供する。

また、当該土地改良事業の計画の概要に意見のある者は、同条第7項の規定により意見書を提出されたい。

なお、縦覧に供すべき書類の名称、縦覧の期間及び場所並びに意見書の提出方法等については下記記載のとおりである。

令和7年4月3日

記

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営かんがい排水事業
（水利施設等保全高度化事業）計画概要書
- 2 縦覧の期間
令和7年4月3日から令和7年5月2日
- 3 縦覧の場所
滋賀県高島市新旭町北畑565番地
高島市役所農林水産部農村整備課窓口
なお、高島市のウェブサイトでも閲覧することができる。
- 4 意見書の提出方法等について
 - (1) 意見書の提出先
 - ① 郵便 〒520-1501
滋賀県高島市新旭町旭一丁目10番地1（新旭土地改良区事務所内）
県営かんがい排水事業 申請人代表 本城 政行
 - ② ファクシミリ
0740-25-4404
 - ③ 電子メール
info@shin-asahi.or.jp
 - (2) 意見書の提出期限
令和7年5月2日
 - (3) 意見書の提出上の注意
 - ① 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。
 - ② 意見書には、個人にあっては住所及び氏名を、法人にあっては法人名及び所在地を記載してください。これらは、必要に応じ当方から問合せさせていただく場合があるため、お尋ねするものです。
 - ③ 提出いただいた意見は、公表する場合があるとともに、当該意見に対して個別には回答致しませんので、あらかじめ御了承ください。
 - ④ 電話での意見はお受けできません。